議案第３１号

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和４年５月２０日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるもの。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

町長及び副町長の給与に関する条例（昭和３４年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例第３条第４項及び第５項並びに第４条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、１６７．５分の１０を乗じて得た額を減じた額とする。

（委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。